

重層的支援体制整備事業の運用状況及び 地域福祉資源の概要について

令和7年8月1日（金）
住民課福祉グループ

1. 重層的支援体制整備事業について

- ・令和2年6月の社会福祉法改正により規定された、地域共生社会実現のための具体的な手法です。（法第106条の4～11）
- ・ひとつの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複合的な課題を抱えた住民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施する体制をつくり、課題の解決を目指す事業です。



本町は令和5年4月から実施

(R5年度時点道内：14自治体全国：346自治体)

2. 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

社会福祉法上の事業名		本町で該当する事業(機関)	事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	● 地域包括支援センター(委託) 株式会社 エムリンク札幌 ● 障害者相談支援事業(委託) 社会福祉法人 緑星の里 ● 自立支援相談事業(委託) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 ● 利用者支援事業(こども家庭センター型)(直営) ● 利用者支援事業(基本型)(直営)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)	● 包括化推進員の配置(直営・委託) 厚真町役場住民課福祉グループ 株式会社 エムリンク札幌	・町全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント) ・支援関係機関の役割分担 ・重層的支援会議の開催・運営・各相談支援機関との調整や助言(直営・委託)
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)	● アウトリーチ支援(委託) 社会福祉法人厚真町社会福祉協議会 ● 参加支援事業(委託) 社会福祉法人厚真町社会福祉協議会	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を捕捉 ・社会とのつながりを作るための支援 ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応
Ⅱ 参加支援 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)			
Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)		● 一般介護予防事業(補助) (地域介護予防活動支援事業) ● 生活支援体制整備事業(委託) 合同会社 つむぎ ● 地域活動支援センター事業(指定管理) 株式会社 クーバル北海道 ● 地域子育て支援拠点事業(直営) (厚真・厚南地域子育て支援センター) ● 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(委託) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	・世代や属性を超えた交流ができる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化

3. 重層的支援体制整備事業 支援フロー

重層的支援体制整備事業に期待される効果

① 伴走型支援による継続的な関わり

⇒ 制度の狭間にある方への切れ目のない継続的な支援

② 多機関協働による支援力の強化

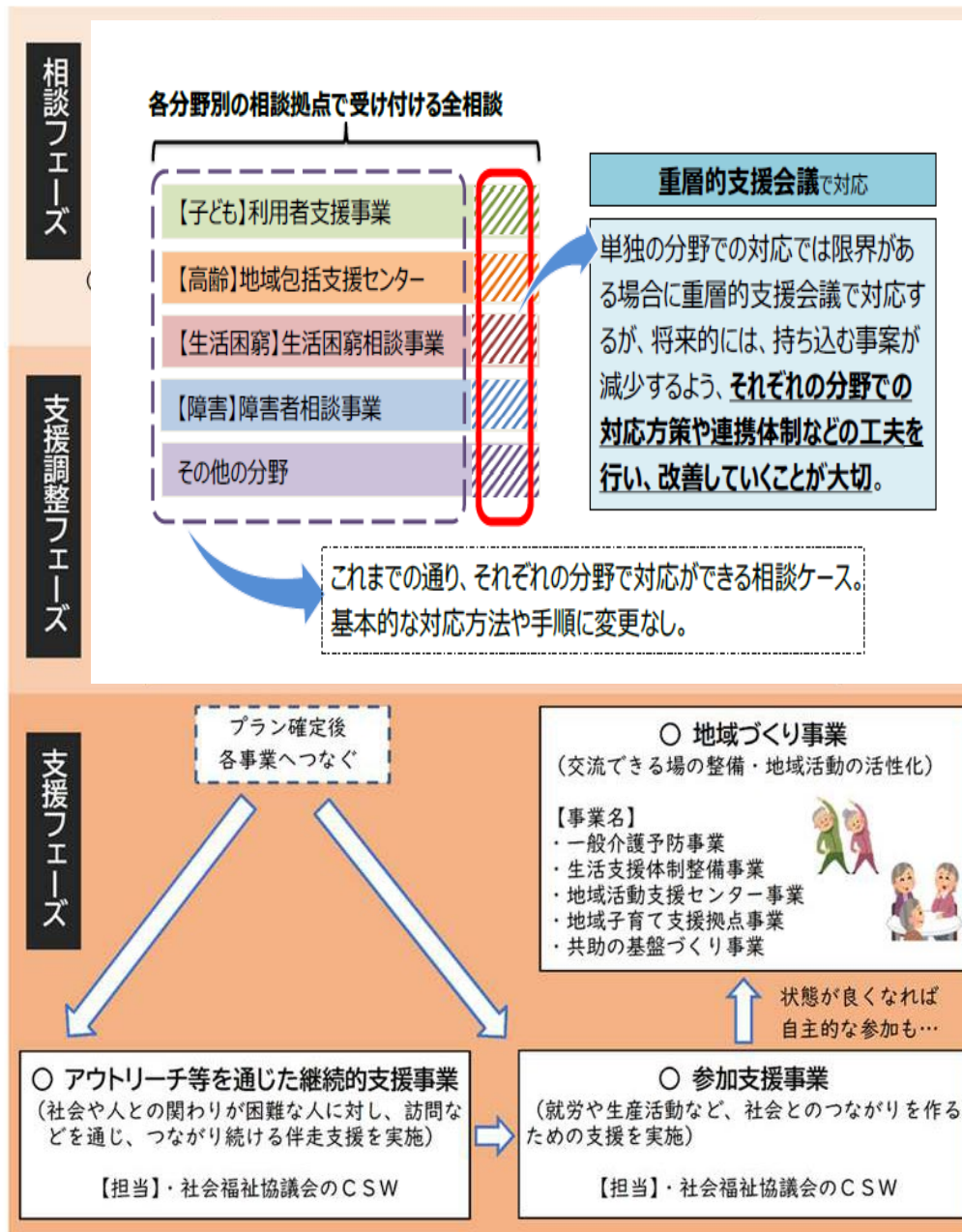
⇒ 多機関協働事業が複合事案の支援関係者との調整役を担い、チームで対応

③ アウトリーチ支援

⇒ 自ら相談に来られない方に対する訪問などを通じたつながり続ける支援

④ 福祉からの地域づくりの推進（参加支援）

⇒ 対象者の日常生活での課題に着目し、社会とのつながりを作り、地域での支え合いを推進



4. 令和6年度の実施結果

○相談・事業利用実績

多機関協働事業者に寄せられた 相談件数と重層的支援会議・支援会議の開催回数（R6.4月～R7.3月）

相談事例件数		9 件
内訳	重層的支援会議で協議した事例	2 件
	支援会議で協議した事例	1 件
	年度内に会議開催に至らなかった事例 ※ 複合的な事案でなかった、すでに各分野で支援が図られていたなど	6 件
会議開催回数		7 回
内訳	重層的支援会議 ※ 支援会議からの移行 1 件、プラン終結協議 1 件含む	6 回
	支援会議 ※ 重層的支援会議に移行した 1 件含む	1 回

（重層的支援会議と支援会議の違い）

会議名	目 的	本人同意
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業における支援プランの適切性を協議する。	あり
支援会議	関係機関において支援が届いていない事案の情報共有や支援体制の検討を行う。	なし

5. 事業の事例

○ケース事例

«障がい・認知症・生活困窮・経済的虐待問題を抱える世帯»

- 父（80代）、母（80代）、長男（50代）、次男（40代）の4人世帯
- 母は躁うつ病、長男は統合失調症を抱え、仕事ができない長男は障がい年金で生活
- 次男は派遣業に従事するも、ギャンブル依存症で給料日前には所持金がなくなり、母から無心している。
- 支援実施前は、長男が精神不安になると保健師に訴えにくる関わりのみであったが、訴えの内容から次男による経済虐待の可能性を把握したため、重層的支援を行った。

	重層会議前の状況	重層会議後の対応
福祉的な支援	・ 専門相談機関がなく、本人の精神不安時の傾聴や医療機関受診を勧める支援しか行うことができなかった。 ・ 本人たちの問題意識も欠如している。	・ 新たに地域包括支援センターの社会福祉士が中心となり、定期的な訪問を行う。 ・ 課題を整理し、次男の生活困窮、経済虐待にあたる可能性について面談を実施。 ・ 相談支援機関（基幹相談）、法人後見機関（社協）も介入。
支援（介入）による現状	・ 具体的な支援の提供はなし	・ 母は介護認定を受け、ヘルパーサービスによる家事支援を開始、認知機能の低下もあったこと、経済搾取からの保護も目的に成年後見申立を行い、財産管理を後見人が行うことにより、母の財産保全を行った。 ・ 長男は、専門職が介入し定期面談を行い、精神不安となる事象が生じないよう環境調整を実施した。

6. 今後の方向性

【重層的支援体制整備事業の現状について】

本事業により潜在ケースを捕捉できる体制が構築されたことで相談件数は増加している。今後も相談件数は増加傾向で推移すると推測される。

【事業実施経過2力年を踏まえた課題】

- (1) 専門人材の確保
- (2) 複雑な制度のため、町民の事業への理解や浸透に時間を要している
- (3) 制度の狭間にある支援ニーズ（8050問題、ひきこもり、生活保護対象とならない生活困窮者支援など）が複合化、複雑化している

【課題を踏まえた今後の対応方針】

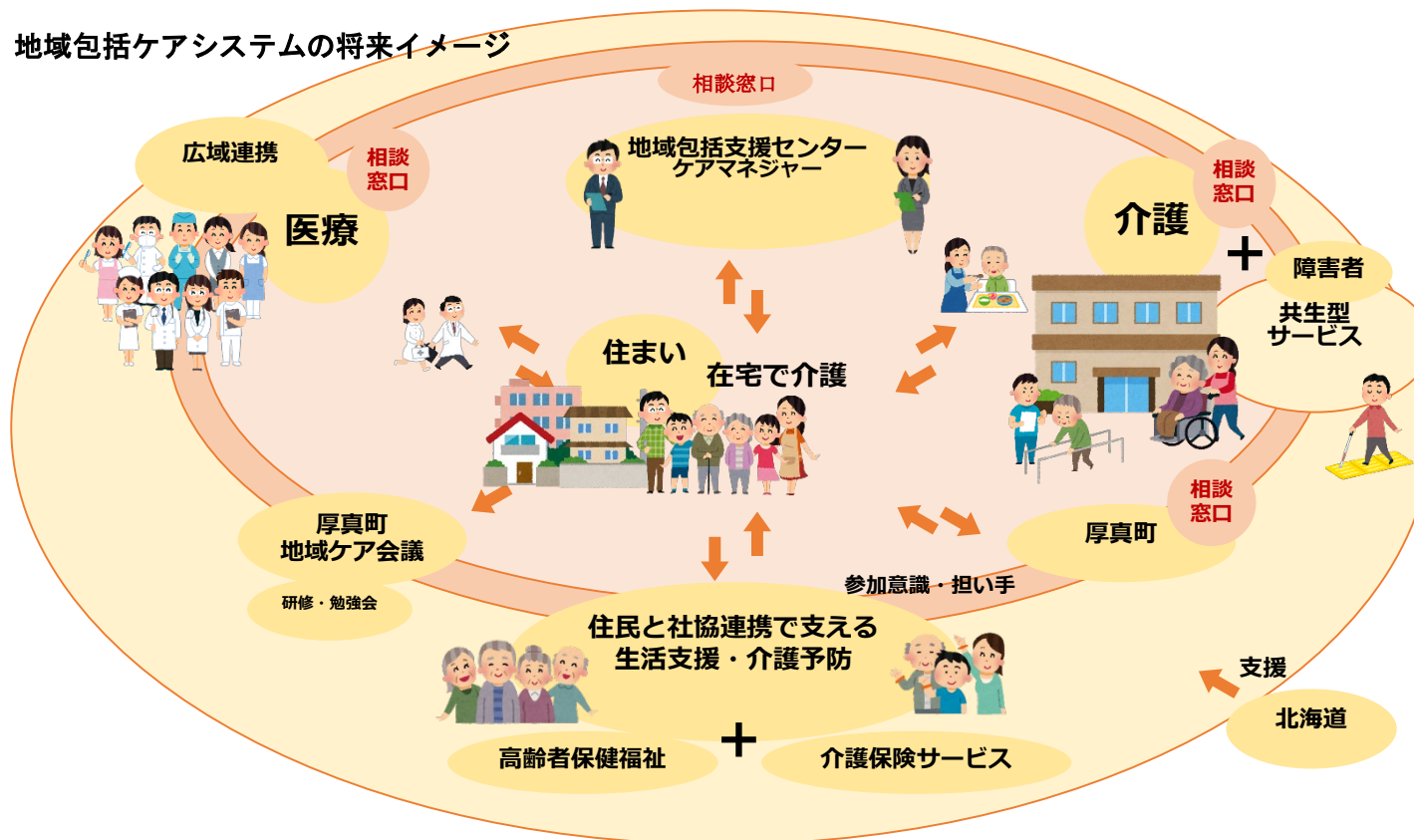
- (1) 専門人材確保（委託・直営）による持続可能で効果的な支援体制の構築
- (2) 潜在課題の早期発見、はざまの支援ニーズへの対応力向上などに向けた人材の育成、必要な資源との結びつけや新たなサービス開発の仕組みづくりなどの強化

7. 地域包括ケアシステムについて

【厚真町地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムは、「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにすること」を目的に整備を進めており、各分野においては多様な支援主体（町内の多様な資源）の参画が求められています。

地域包括ケアシステムの将来イメージ



8. 地域福祉資源の概要①【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	事業所名	定員	内容
居住系サービス (介護予防)	特別養護老人ホーム	豊厚園	80名	日常生活に常時介護が必要な高齢者に対し、食事・入浴・排せつなどの介助を行う
	グループホーム	①えがおの家 ②やわらぎ（指定管理）	①18名 ②9名	認知症のある高齢者の共同生活をサポートし、必要な食事、掃除、洗濯などを支援
居宅（地域密着）サービス (介護予防)	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム夢ふうせんほんごう（指定管理）	登録24名 通所12名/日 泊り 4名/日	通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、住み慣れた地域での生活を支えるサービス
	地域密着型通所介護	①あつまデイサービスセンター ②厚南デイサービスセンター（指定管理）	①②18名	自立生活の継続を目的に施設などで入浴・食事・機能訓練などを受けるサービス
居宅サービス (介護予防)	訪問介護事業所	①厚真町社会福祉協議会 ②介護サービスぷろけあ	①②概ね40名	介護スタッフが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介助を行うサービス

8. 地域福祉資源の概要②【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	事業所名	定員	内容
居宅サービス (介護予防)	訪問リハビリテーション	あつまクリニック訪問リハビリテーション	1回20分/1人につき週6回を限度	専門職が自宅に訪問し、身体機能や日常生活動作の改善を支援
	訪問看護	苫小牧地域訪問看護ステーション	最低人員2.5人配置 (提供人数に定めなし)	看護師が自宅を訪問し、医師の指示に基づいて医療的なケアや生活支援を行うサービス
	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント等	提供人数に定めなし	介護が必要な方に車いすやベッドなどの福祉用具をレンタルし、在宅での生活を支援

8. 地域福祉資源の概要③【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	事業所名	定員	内容
居宅サービス (介護予防)	居宅介護支援事業所	①あつま居宅介護支援事業所 ②居宅介護支援事業所 つむぎ	①②ケアマネ 1 名につき概ね44名を限度	要介護者のケアプランの作成、介護サービスの調整・管理
	介護予防支援事業所	厚真町地域包括支援センター（委託）	法定上限なし	要支援者のケアプランの作成、介護サービスの調整・管理
	短期入所生活介護	豊厚園	7 名	介護が必要な人が短期間施設に宿泊し、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護を受けるサービス

8. 地域福祉資源の概要④【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	事業所名（団体）	定員	内容
地域支援事業 （総合事業サービス）	通所型サービスA 事業	①厚真町社協（委託） ②厚真福祉会（委託） ③エムリンク札幌（委託）	①18名 ②18名 ③12名	事業対象者、要支援者を対象にした運動や交流を通じた介護予防
	通所型サービスB 事業	①あつまっふる ②ふまねっと	①30名程度 ②10名程度	要支援者などを対象に、地域の住民やボランティアが中心となって行う運動や交流を通じた介護予防
	通所型サービスC 事業	あつまクリニック （委託）	最大12名	要支援者や生活機能が気になる高齢者を対象に、短期間（3～6ヶ月）で集中的に生活機能を改善する通いのプログラム
	訪問型サービスB 事業	あつまっふる	必要に応じて 対応人数を検討	要支援者などに対して掃除・洗濯・買い物代行・ゴミ出し・調理補助・見守りなどの生活援助を行う地域密着型の訪問サービス
	訪問型サービスD 事業	①あつまっふる ②ふまねっと	①30名程度 ②10名程度	通所型サービスの送迎、買い物、通院、外出時の支援を行います。

8. 地域福祉資源の概要⑤【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	団体名	定員	内容
地域支援事業 (総合事業 サービス)	地域介護予防活動推進事業（通いの場づくり事業）	①ヨガサークル ②住民団体つむぎ	月2回以上かつ5名以上による継続的な活動の実施が要件	地域における介護予防の推進を目的に、住民主体の介護予防活動を支援
	地域リハビリテーション活動支援事業	町が委嘱する専門職	1事業所（団体）年12回を限度に派遣	地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等に対するリハビリテーション専門職等を派遣支援
その他資源	いきいきサポートサロン（介護予防拠点）	合同会社つむぎ（委託）	規定なし	町民への介護予防普及活動及び住民主体による介護予防活動を継続的に実施し、町民による活動参加の促進を図る
	認知症カフェ	①GHやわらぎ ②住民団体つむぎ	規定なし	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰でも、集える居場所づくり事業

8. 地域福祉資源の概要⑥【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	団体名	定員	内容
障がい者福祉	障害福祉サービス事業所 ①生活介護 ②施設入所支援	厚真リハビリセ ンター	50名	①常時介護が必要な障がい者に対する、 日中の食事・排せつ・入浴などの介護 や創作活動・生産活動などの支援 ②障がい者が施設に入所している間に、 夜間や休日の生活全般（食事・排せ つ・入浴など）を支援
	障害福祉サービス事業所 （短期入所事業所）	厚真リハビリセ ンター	2名	一時的に施設に宿泊し、食事・排せ つ・入浴などの支援サービス
	障害福祉サービス事業所 （就労継続支援B型）	落葉樹色のジェ ラート verymotch	20名	一般就労が難しい障がい者に対し、働 く機会と生産活動を提供し、就労に向 けた支援を行う
	地域活動支援センター	落葉樹色のジェ ラート verymotch	1日あた り概ね10 名	創作活動や交流の場を提供し、地域で の自立と社会参加を支援

8. 地域福祉資源の概要⑦【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	団体名	定員	内容
児童福祉	認定こども園	①こども園つみき（直営） ②宮の森こども園（公私連携）	①100名 ②75名	保育と幼児教育を一体的に提供し、0歳から小学校入学前の子どもに、安全で安心な環境の中で、生活習慣や社会性、基礎的な学びを育む施設
	子育て支援センター	①厚真子育て支援センター（直営） ②厚南子育て支援センター（直営）	設定なし	子育て中の親子が交流や相談をできる場を提供し、育児情報の提供や子育て支援講座を行う施設
	児童館	厚真町	設定なし	子どもたちが自由に遊び、学び、交流できる場を提供する施設
	放課後児童クラブ	①厚真放課後児童クラブ（直営） ②上厚真放課後児童クラブ（直営）	①150名 ②100名	共働きやひとり親家庭などの小学生を対象に、放課後や長期休暇中に安全な居場所を提供し、遊びや生活の支援を行う施設
	共生型放課後等デイサービス	①みんぐる（指定管理） ②小規模多機能ホーム夢ふうせんほんごう（指定管理）	①18名 ②24名	学校の放課後や休日に療育・生活支援を行い、高齢者など他世代との交流を図るサービス

8. 地域福祉資源の概要⑧【行政サービス】

【行政サービス資源】

分類	事業種別	団体名	定員	内容
生活困窮者支援	自立相談事業（福祉事務所未設置町村）	みんなののうちあつま（委託）	法定上限なし	生活困窮者に対して、就労や生活再建に向けた相談支援、課題解決に向けた関係機関との調整
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	みんなののうちあつま（委託）	設定なし	地域の支援体制を強化し、生活に困っている人を地域全体で支えるネットワークづくりや支援活動を推進
	就労準備支援事業	生活就労サポートいぶり（道）	法定上限なし	生活困窮や就労に不安のある人に対し、生活習慣・社会性・就労スキルの三段階で段階的な支援を提供し、一般就労に向けた基礎能力の形成を支援
	家計改善支援事業			家計の課題を整理したうえで家計再生プランの作成・実行支援を行い、滞納解消・債務整理・制度活用を支援

8. 地域福祉資源の概要⑨【地域福祉サービス】

【地域福祉資源】

分類	実施法人 (団体)	事業名	内容
地域福祉資源	厚真町社会福祉協議会	①共同募金分配金事業	共同募金配分により、年末見舞金を支給
		②福祉車両貸与事業	通院、イベント参加のために必要な福祉車両の無償貸出
		③愛情資金事業	生活相談に応じ生活費等の資金貸付や新入学児童へのお祝い金の支給（所得要件有）
		④心配ごと相談所運営事業	日常生活上の多様な相談に応じ、解決に向け協力
		⑤生活福祉資金貸付事業	道社協事業の窓口として、低所得者、高齢者、障がい者の生活資金を貸し付けし、生計維持を支援
		⑥日常生活自立支援事業	意思決定、判断能力に不安のある高齢者、障がい者に対する契約に基づく金銭管理、書類等預かりサービスを実施する他、各種手続きに関する相談や支払い代行を行う
		⑦法人後見事業	意思・判断能力が低下した方による申立による家庭裁判所の審判決定に基づき、身上監護及び金銭管理を後見人として支援
		⑧緊急事務管理事業	緊急を要する財産保全を目的に、民法697条及び698条に規定する一時的な事務管理

8. 地域福祉資源の概要⑩【地域福祉サービス】

【地域福祉資源】

分類	実施法人（団体）	事業名	内容
地域福祉資源 (社会福祉協議会)	厚真町社会福祉協議会	⑨ふれあいサロン	閉じこもり防止や仲間づくりを目的とした地域の憩いの場づくり
		⑩小地域ネットワーク活動助成事業	自治会単位の助け合い体制整備に対する活動助成金を支給
		⑪給食サービス事業	70歳以上で構成される世帯で、自ら食事の支度を行うことが困難な高齢者に対する宅配による食事の支援
		⑫高齢者生活支援事業	高齢者世帯で、身体上の理由により住宅補修等の軽易な生活作業への支援
		⑬ボランティアセンター運営事業	ボランティアの育成、登録、ボランティア活動のニーズとボランティアのマッチングを支援
		⑭人工透析患者等送迎サービス事業（町委託）	人口透析患者等の医療機関への送迎サービス
地域資源（ボランティア）	あゆみ会	奉仕活動、福祉施設での傾聴などの介護ボランティア活動	
	てのひら	聴覚障害者とのコミュニケーション支援や手話の普及・学習支援を目的とした地域活動	
	スポーツ吹き矢	スポーツ吹き矢を通じた体力向上と交流を目的とした活動	